

ふじみ野市営住宅条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(督促、延滞金の徴収)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により指定した期限(以下「指定納期限」という。)までにその家賃を納付しない者があるときは、同項の規定により督促をした家賃にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p>	<p>(督促、延滞金の徴収)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により指定した期限(以下「指定納期限」という。)までにその家賃を納付しない者があるときは、前項の規定により督促をした家賃にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合が年14.6パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とする。ただし、指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合とする。)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を当該家賃に加算して徴収するものとする。ただし、当該延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>

5 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

旧ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(督促及び延滞金の徴収)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定した期限(以下「指定納期限」という。)までにその入居者負担額を納付しない者があるときは、同項の規定により督促をした入居者負担額にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(督促及び延滞金の徴収)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定した期限(以下「指定納期限」という。)までにその入居者負担額を納付しない者があるときは、前項の規定により督促をした入居者負担額にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合が年14.6パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とする。ただし、指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を当該入居者負担額に加算して徴収するものとする。ただし、当該延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。